（認定特定非財務情報監査証明業協会に対する監督命令）

第二十六条の三十六　内閣総理大臣は、業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この款の規定の施行に必要な限度において、認定特定非財務情報監査証明業協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、認定特定非財務情報監査証明業協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第六款　雑則

（職務代行者）

第二十六条の三十七　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該特定非財務情報監査証明業者は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、特定非財務情報監査証明業者に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（外国法人に対するこの節の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第二十六条の三十八　特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合における第二十六条の二十一の規定の適用については、同条第一項中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合におけるこの節の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令への委任）

第二十六条の三十九　第二十六条の六から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

（特定非財務情報監査証明業者の自主的努力の尊重）

第二十六条の四十　内閣総理大臣は、特定非財務情報監査証明業者を監督するに当たつては、業務の運営についての特定非財務情報監査証明業者の自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第四節　雑則

（法令違反等事実発見への対応）

第二十六条の四十一　公認会計士又は監査法人は、第二十六条の三第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

2　前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項の全てがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

一　法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二　前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3　前項の規定による申出を行つた公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行つた旨及びその内容を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

4　前三項の規定は、特定非財務情報監査証明業者が第二十六条の五第一項の監査証明を行う場合について準用する。この場合において、前三項中「特定発行者」とあるのは「特定提出者」と、第一項及び第二項第一号中「財務計算に関する書類」とあるのは「記載対象書類に記載する特定非財務情報」と読み替えるものとする。

第二十七条中「及び第二十四条の七から前条まで」を「、第二十四条の七から第二十六条の五まで及び前条」に改める。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十二の二第十項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十七条の三十の二中「」と」の下に「、第四条第六項（第二十三条の八第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含み、第二十五条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書に係る場合に限る。）」を、「第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十五条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）」を加え、「含む。）若しくは第二十七条の五第二号」を「含み、第二十五条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十七条の五第二号」に改める。

第二十七条の三十の七第一項中「第二十五条第一項（」を「第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項（これらの規定を」に、「第二十五条第四項（」を「第二十五条第四項若しくは第二十五条の二第二項（これらの規定を」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項（」を「第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項（これらの規定を」に改める。

第二十七条の三十の九第二項中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改める。

第二十七条の三十一第一項中「特定投資家向け取得勧誘」を「特定投資家等向け取得勧誘」に、「特定投資家向け売付け勧誘等」を「特定投資家等向け売付け勧誘等」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第二十七条の三十二第一項中「第百八十五条の七第三十一項第四号」を「第百八十五条の七第三十三項第四号」に改め、同項第一号中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改め、同条第二項及び第四項中「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第二十七条の三十二の二第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第二十七条の三十三中「、第二項第二号及び第三号並びに第三項」を「及び第四号、第二項第二号から第四号まで、第三項並びに第四項」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「又は第四号」を「又は第五号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十七条の三十四中「から第二十二条まで」を「（第三項を除く。）、第二十一条の三及び第二十二条（第三項を除く。）」に改め、「この条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「同項の」を「第二十五条第一項の」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項及び第六項」を「同条第六項及び第七項」に、「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に、「及び第二号の規定」を「第一号から第三号まで」に、「の規定」を「第一号」に改める。

第二十九条の二第一項第二号中「（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。以下同じ。）」を削る。